破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１８９号

鳥取県八頭郡八頭町門尾28番地33
債務者　有限会社ウエスト・ホーム
代表者代表取締役　西尾　優子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成21年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６号

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7461番地32
債務者　有限会社マルト製作所
代表取締役　更科　芳彦
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　威彦
4　財産状況報告集会の期日　平成21年10月14日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第４２８号

神奈川県小田原市飯泉965番地の１　湘南第１ＳＤビル302
債務者　大谷　正穂
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三川真由美
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１４３号

宮城県大崎市古川中里５丁目10番28号
債務者　千葉　　悟
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀田紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号

愛媛県松山市浅海原甲１番地８
債務者　田口　幸博
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８２号

奈良市六条西４丁目５番２―404号
債務者　神藤　光徳
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
4　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２８１号

奈良市丹生町1331番地
債務者　中矢　昭弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２８号

富山市布目1700番地36
債務者　工芸ミスタこと　翠田　有剛
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　嵩
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２９号

富山市布目1700番地36
債務者　翠田　礼子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　　嵩
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号

奈良県生駒市本町９―17　八幡ビル202オフィスジョイエイト、住民票上の住所奈良県生駒市山崎新町３番38―305号
債務者　菊地　彰信
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月16日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１２号

岐阜県揖斐郡揖斐川町清水193番地
債務者　鳥居美智子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９１号

愛知県蒲郡市形原町西中畑４番地14
債務者　斎藤　哲義
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　破産債権の届出期間　平成21年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２０８号

岩手県花巻市野田188番地４
債務者　伊藤　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部